

廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準（案）

1. 目的

2019年4月29日から5月10日にかけて開催された有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正が決議された。改正附属書の効力が生ずる2021年（令和3年）1月1日以降は、バーゼル条約の規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際には、事前に相手国の同意が必要となる。

規制対象となるプラスチックの廃棄物については、有害なプラスチックの廃棄物の他、特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物が規定されている。しかしながら、具体的にどのようなプラスチックが、当該特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物に該当するかについては、各条約締約国の解釈によるところとなる。本判断基準は、バーゼル条約及び同条約を担保している特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）に基づいてプラスチックの輸出を行う際に、当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるようにすることを目的とする。

2. 該非判断の対象

改正附属書において、プラスチックの廃棄物は附属書Ⅱ（Y48）、附属書Ⅷ（A3210）、附属書Ⅸ（B3011）の3区分に分類されており、附属書Ⅱ（Y48）は、全てのプラスチックの廃棄物から、附属書Ⅷ（A3210）と附属書Ⅸ（B3011）に該当するプラスチックの廃棄物を除いたものという構成になっている。このうち、附属書Ⅷ（A3210）については、「附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）」とされており、他の有害廃棄物の定義の仕方と同様であることから、従来通りの方法で判断を行うことができる。他方、附属書Ⅸ（B3011）については、「環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの」等とされており、具体的にどのようなプラスチックが該当するかは、各条約締約国の条文の解釈による。については、本判断基準によって、規制対象外である附属書Ⅸ（B3011）に該当するプラスチックを明らかにすることで、規制対象である附属書Ⅱ（Y48）との境界線を明らかにする。

3. 該非判断基準

B3011では、複数のプラスチック樹脂の混合がないものと、複数のプラスチック樹脂（PE、PP、PET）の混合があるものに分けて規定されていることから、該非判断基準もこの規定に沿って以下のとおり定める。

(1) 複数のプラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準

原則として下記のA～Dの条件を全て満たすものを、規制対象外（B3011）とする。

- | |
|--------------------------|
| A：飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと |
| B：プラスチック以外の異物が混入していないこと |
| C：単一のプラスチック樹脂で構成されていること |
| D：リサイクル材料として加工・調整されていること |

なお、規制対象外であるためには、A～Dの条件を満たすことが外見から確認できることが必要である。

<規制対象外となるプラスチックの具体例>

①ペレット状のプラスチック



②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色*のプラスチック



※ 無色透明又は単一色でないミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入の有無を外見から確認することが困難。他方、選別の過程で他のプラスチック樹脂との多少の混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、選別工程を経ていることが外見上明らかであり、ほとんど無色透明又は単一色であれば、規制対象外とする。ただし、製品の製造工程から排出されるフレーク状又はフラフ状のプラスチックであれば、ミックスカラーでも規制対象外とする。

③製品の製造工程から排出されるシート状又はロール状のプラスチック



④インゴット状の発泡ポリスチレン (PS)



ただし、①～④であっても、何らかの理由により汚れの付着や異物の混入があれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。

<ベール品の規制対象外の判断例>

規制対象外

規制対象



注) 規制対象外のベール品は、製品の製造工程から排出され、汚れの付着や異物の混入がなく、内容物が均質であり、かつ輸送の過程でプラスチックに汚れがつかないように、外側が透明なフィルム等で覆われているものとする。

<産業廃棄物由来のプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外

規制対象



<家電由来のプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外

規制対象



(2) 複数のプラスチック樹脂 (PE、PP、PET) の混合があるものの該非判断基準

ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのラベル (PE)、キャップ (PP、PE)、ボトル (PET) の混合物を想定した規定となっている。判断基準としては、原則として下記の A～C の条件を全て満たすものを規制対象外 (B3011) とする。

- | |
|--|
| <p>A : 分別され、ラベル (PE)、キャップ (PP、PE)、ボトル (PET) 以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと</p> <p>B : 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと</p> <p>C : 裁断され、フレーク状になっていること</p> |
|--|

なお、規制対象外であるためには、A～C の条件を満たすことが外見から確認できることが必要である。

また、PE、PP、PET の混合物は、輸入国における環境汚染の防止及び日本国内でのリサイクルペットボトルの品質目標との整合を図ることに鑑み、輸出される場合は、国内でそれぞれ分別され、可能な限り単一のプラスチック樹脂として輸出されることが望ましい。加えて、日本国内で生産されているペットボトルのラベルには、外見で判別できないものの、ポリエチレン (PE) の他にポリスチレン (PS) が使用されていることが多く、条約上、ポリスチレンが混合している場合は規制対象となるため、実際に規制対象外となるためには、ラベルも含まないことが必要である。他方、国内で一般的に行われている選別の過程においても、わずかなラベルの混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、わずかな混合であれば規制対象外とする。

＜ペットボトル由来のプラスチックの規制対象外の判断例＞

規制対象外

規制対象



写真提供：パナソニックETソリューションズ株式会社、株式会社パナ・ケミカル、東港金属株式会社

該非判断基準策定に当たって勘案した点

(1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

①輸入国における環境汚染の防止について

途上国に輸出されたプラスチックのリサイクル過程において、洗浄時の排水による水質汚濁等が引き起こされる可能性が指摘されている。また、プラスチック以外の異物が混入していた場合に、選別後の残さが不法投棄されるおそれもある。したがって、このような処理がされる可能性があるプラスチックについては、バーゼル法の規制対象であることを明確化し、途上国における環境の汚染を防止する必要がある。

＜リサイクル施設から放流される未処理の排水/
リサイクルに適さないプラスチックの投棄の例＞



②過去の廃ペットボトルに係る輸出条件との整合

環境省及び経済産業省は、2012年7月に廃ペットボトルの不適正な輸出の防止のための通知を發出しており、その中で適正な廃ペットボトルの輸出の条件について記載している。廃ペットボトルの判断基準を定める際には、この内容との整合について考慮する必要がある。

＜2012年7月26日付け「廃PETボトルの不適切な輸出の防止について（再徹底のためのお知らせ）」（抜粋）＞

- ・ 生ごみ等の分別されていない家庭ごみが少量でも混入していないこと
- ・ 再生利用ができるような分別、洗浄、裁断等が行われていること
- ・ 分別については、PET及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと
- ・ 洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であること
- ・ 裁断についての大きさは問わないこと

URL : https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/re_exp_pet.pdf

③国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合

(公財)日本容器包装リサイクル協会は、「令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」において、国内のリサイクル業者が市町村から引き取るペットボトルの品質の目標を定めている。ペットボトルの判断基準を定める際には、この国内のリサイクル規準との整合についても考慮する必要がある。

<令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン>
(ペットボトルのリサイクルに関する項目抜粋)

リサイクルに影響を与える項目	参考値
キャップ付きPETボトル	10%以下
容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
中身が残っているPETボトル	1%以下
テープや塗料が付着したPETボトル	なし
異物の入ったPETボトル	なし

URL : https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/gather/r02/07_.pdf

(2) プラスチック輸出の円滑な運用の確保

①各国の輸入規制強化への対応及びシップバックの防止

近年、中国や東南アジア諸国においてプラスチックの輸入規制が強化される傾向にある。多くの場合、「汚れ」※、「異物の混入」、「素材の単一性」及び「加工の程度」に関する基準を設けている。本輸入規制については、輸入国の国内法により措置されるものであり、バーゼル条約の規制対象と必ずしも整合するわけではないが、本輸入規制基準を満たさずに日本から輸出した場合、輸入国からシップバックされる可能性がある。シップバックされた場合には、その費用は輸出者が負担することとなる。ついては、これらの国の輸入規制基準と乖離が出ないように、バーゼル法の規制対象の該非判断基準を定め、シップバックを防止する必要がある。

※「汚れ」の他に、再生ペレットの色や形状等を規定したり（中国）、再生資源として直接利用される物の輸入のみに限定する場合（ベトナム、インドネシア、タイ）もある。

<シップバックの対象となったプラスチックの例>



②税関における水際対策の実効性の確保

水際対策を担う税関の職員等が、バーゼル法の該非について容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準とする必要がある。

<税関での確認の様子>

